

光市記者発表資料

令和2年2月28日

件名

光市立小・中学校の臨時休業について

内容

令和2年2月28日に国及び県より、全国すべての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、春休みに入るまで臨時休業とするよう要請がありました。

つきましては、感染拡大を抑制し、子どもたちの健康や安全を確保するため、下記のとおり、学校保健安全法に基づき、光市立小・中学校を臨時休業とします。

記

1 臨時休業の期間

令和2年3月2日（月）～3月26日（木）

2 卒業式について

感染拡大防止の措置を行い、必要最小限の人数で行う予定です。

(1) 市立中学校 令和2年3月7日（土）

(2) 市立小学校 令和2年3月19日（木）及び3月20日（金）

3 放課後児童クラブ（サンホーム）について（小学校のみ）

臨時休業の影響を最小限とするため開所する予定ですが、感染拡大防止の観点から、各家庭で保育が可能な場合は、なるべく家庭での保育を依頼します。

参考

4 参考

学校保健安全法第20条（臨時休業）

学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

なお、本記者発表資料の新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年2月28日13時時点の対策であり、今後の感染状況などにより、変更することがあります。

問合せ

<学校に関する事>

担当課：光市教育委員会 学校教育課 担当者：課長 河本 政之

電話：0833-74-3602

<放課後児童クラブ（サンホーム）に関する事>

担当課：光市教育委員会 文化・社会教育課 担当者：課長 原田 啓志

電話：0833-74-3604